



# 羽の情報便

個人事業主の帳簿の記載記録の保存について

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

\* 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

## (対象となる方)

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

\* 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

## (記帳する内容)

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

## (簡易な方法による記載の例)

- ・小売業を営む方の現金売上については、日々の合計金額のみを一括記載することができます。
- ・保存している納品書控、請求書控などによりその内容を確認できる取引については、日々の合計金額のみを一括記載することができます。
- ・掛売上(仕入)の取引で、保存している納品書控、請求書控(納品書、請求書)などによりその内容の確認できるものについては、日々の記載を省略し、現実に代金を受け取った時(又は支払った時)に記載し、かつ、年末に売掛金(又は買掛金)残高を記載することができます。
- \* 資産や負債に関する事項は記載を要しません。

## (帳簿等の保存)

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

## (帳簿・書類の保存期間)

### (1) 帳簿

収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)・・・保存期間7年  
業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)・・・保存期間5年

### (2) 書類

決算に関して作成した棚卸表その他の書類・・・保存期間5年  
業務に関して作成し、又は受領した書類(請求書・納品書・送り状・領収書等)・・・保存期間5年



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

# お客様からのQ & A

最近、定期的に会社主催のパーティーを行っています。お祝い等をよく貰うのですがこれは収益計上しています。すごく損している気がするのですが何とかありませんでしょうか？

会社が主催するパーティーなどの費用は交際費とみなされます。会社の規模や金額にもよりますが、下手すると全額損金計上できなくなりません。そして、このようなパーティーでよくあるのがお祝いやご祝儀という形でお金等を頂くケースです。この場合、会社としては収益計上する必要が出てきます。パーティーにかかった費用は経費として落ちない上に、貰ったお祝い金等は利益として計上しなければなりません。この二重損はどうしても避けたいところです。解決策は「会費制」にすることです。つまり、お祝いとお金を貰うのではなく、パーティー費用の一部をお客様に最初から負担してもらおうという考え方によるものです。「お祝い金を受け取るのは大変恐縮でございますので会費制に代替させて頂きます」この様な感じでしょうか。これによれば、交際費の一部を参加者に負担してもらうことになるので、負担額は、交際費から控除することができます。会費制パーティーにすれば節税につながるということです。



## 税金まめ知識（第58回）収入印紙・印紙税について

収入印紙(印紙)とは、印紙税という税金です。印紙税が課税されるのは、印紙税法で定められた課税文書と呼ばれるものです。印紙税は、課税文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼り付け、これに消印をして納付します。

### 1. 収入印紙（印紙税）を貼らなかったら？

本来貼るべき収入印紙を貼ってない。または金額が不足していることが何らかの調査で発覚した場合、印紙税法の規定により、本来の印紙税額+その2倍に相当する金額が過怠税として課せられます。つまり、本来の3倍の税金を払わなければなりません。但し、これに気が付き自己申告した場合は、本来の印紙税額+その10%の金額の過怠税で済みます。また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印しなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課税されます。尚、過怠税はその全額が法人税の損金や所得税の必要経費には算入されません。

※ 故意に印紙を貼らない場合は、「一年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」となっています。

### 2. 印紙税の還付（収入印紙を誤って貼った場合等）

- 1) 課税文書に、本来納付すべき金額以上の収入印紙を貼った場合。
  - 2) 課税文書に該当しない文書に、印紙税を納めようとして収入印紙を貼った場合。
  - 3) 収入印紙を貼った課税文書で、損傷、書損などにより、使用する見込みが無くなった場合。
- 等、誤って納めた印紙税は還付の対象になります。



還付を受けるためには、税務署にある「印紙税過誤納確認申請書」を納税地の税務署に提出します。収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これら手数料の納付のために誤って収入印紙を貼った場合などは、印紙税の還付の対象になりません。貼り間違えた印紙は消印が押して無くても剥して再使用することは違反になります。

### 3. 収入印紙（印紙税）に消費税が課される場合とは？

郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で譲渡される収入印紙は消費税が非課税ですが、それ以外の場所(金券ショップ等)で譲渡される収入印紙は消費税が課税されます。売った側(金券ショップ)は消費税の課税売上げとして扱い、買った側は消費税の課税仕入れとして扱う、ということになります。

手持ちの印紙を売った場合(相手先に印紙の持ち合わせがなく、こちらが持っている印紙を売り渡す場合など)は、非課税売上げではなく、課税売上げとして処理する必要がありますが、顧客の利便のために実費で印紙を融通する行為は、単なる立替えであり不課税取引となります。決して印紙を軽視してはいけません。

## 4月の税務カレンダー

4月中において市町村の条例で定める日  
軽自動車税の納付  
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付



4月10日(火)  
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月16日(月)  
給与支払報告に係る給与所得者異動届出



5月1日(火)

2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>

8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>



## 税金用語のお勉強(9) ~なんだか難しい税金用語の意味わかりますか?~



### 「貸倒引当金」って何?

事業を営む青色申告者は、事業に関して生じた売掛金、貸付金その他これらに準ずる債務の貸倒れによる損失の見込額として、一定の金額を貸倒引当金勘定に繰り入れたときは、その年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができますので有効です。

### 「退職給与引当金」って何?

事業を営む青色申告者で、退職給与規程を定めているものが、従業員の退職の際に支払う退職給与にあてるため、一定の金額を退職給与引当金勘定に繰り入れたときは、申告書への明細の記載を要件として、その繰入額を、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。



ちよっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

## 雑学王のつぶやき(32)

似ているけれど・・・違いは何?



#### ■「告訴」と「告発」と「摘発」

「告訴」は、犯罪の被害者その他これと一定の関係にある人がその犯罪事実を検察官に通告して、犯人の追訴を求めること。「告発」は、犯罪の被害者以外の第三者が検察官(警察署)に犯罪の事実を申告すること。「摘発」は、一般に秘密の悪事を見つけて、世間に知らせること。

#### ■「上訴」と「控訴」と「上告」

「上訴」とは、裁判に不服のため、上級の裁判所へ訴えること。「控訴」は、判決について、高等裁判所へ上訴すること。「上告」とは、最高裁判所へ上訴するときに使われます。

#### ■「罰金」と「科料」と「過料」

「罰金」とは、刑事罰で、判決による1万円以上のもの。「科料」は、同じく刑事罰で、判決による1000円以上1万円未満のもの。「過料」は、一般的に行政罰で、行政官庁の決定によるものをさします。



# 今月のコラム

今年も五月を目前に一年の三分の一が終わろうとしています。本当に月日の経つのは早いものです。今年のゴールデンウィークは、中二日を休むとなんと九連休ですね。旅行やレジャーなど計画を立てられている方も多いのではないのでしょうか。

さて、来月の五月二十一日に日本では約二十五年ぶりとなる「金環日食」という天体ショーが太平洋沿岸の広い地域で見られます。日食とは、太陽が月によって隠されることにより、太陽が欠けて見える現象です。これは、月が地球を周回する軌道や地球の公転する軌道が楕円であるため、地上から見た太陽と月の大きさが常に違って見えることから起こります。太陽全体が完全に隠されてしまう場合を「皆既日食」、逆に月の外側に太陽がはみ出して細い光輪状に見える現象を「金環日食」と言うそうです。今回は、日本の広い範囲で完璧な金環日食が見られるということ、日本ではなんと九三二年ぶりなのだそう。次回は、地域はとも限定されるようですが、金環日食が二〇三〇年、皆既日食は、二〇三五年だそうです。もう、生きているかわかりませんか(笑)。東京では、平日の朝七時半頃の通勤時間帯にあたりますが、いまネットで話題になっている日食メガネでも準備して、ちょっとだけ立ち止まって天体ショーを楽しんでみてはいかがでしょうか。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

### ◆ 記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

### ◆ 伝票貼付サービス料金

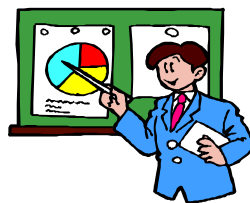
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



5月のゴールデンウィーク  
を楽しみに頑張りましょう！

